

第4回府中市障害福祉計画検討協議会 会議録

- 日 時：平成18年9月27日（水） 午後4時00分～6時00分
- 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第1会議室
- 出席者：（敬称略）
 - <委員>
 - 丸山一郎、於保真理、正田達夫、原田美江子、山内一也、井上博正、望月友子、西城智、佐藤一幸、西海洋一、津山信夫、千葉俊之
 - <事務局>
 - 福祉保健部長・福祉保健部次長・障害者福祉課長、自立支援担当主幹
高齢者支援課介護保険担当主幹・障害者福祉課長補佐・志摩主事・大木主事
株式会社生活構造研究所 半田・柏木

- 議 事
 - 1 開会
 - 2 議題
 - (1) 会議録について
 - (2) 障害者アンケートの結果について
 - (3) 地域生活支援事業について
 - (4) 障害者福祉団体調査及びヒアリングの実施について
 - (5) 障害者福祉施設調査の実施について
 - (6) 指定疾病者アンケートの実施について
 - (7) 次回日程について
 - (8) その他

- 資 料
 - 資料1 第3回府中市障害福祉計画検討協議会会議録（案）
 - 資料2 障害福祉サービスについての調査クロス集計結果
 - 資料3 地域生活支援事業について
 - 資料4 障害者福祉団体調査及びヒアリングの実施について
 - 資料5 障害者福祉施設調査の実施について
 - 資料6 指定疾病者アンケートの実施について

1 開会

事務局：松村委員、雛倉委員から欠席のご連絡をいただいています。

会長：4回目になりますが、これからどのような計画にしたらよいか議論したいと思います。日程を考えると、年内にあと4回開催することになります。今回も含めて次回にもたくさん意見をいただきたいと思いますと考えています。

傍聴を希望している方がいらっしゃいます。よろしいですか。

(委員了承、傍聴者の入場)

2 議題

(1) 会議録について

会長：会議録の確認について、事務局から説明をお願いします。

事務局：会議録をよろしければ公表したいと思いますが、いかがでしょうか。

会長：名前が載らないのであれば良いのではないかと思います。

(委員了承)

(2) 障害者アンケートの結果について

会長：障害者アンケートの結果について事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料2について説明)

会長：それぞれのサービスに対する意向が具体的に出てきていますが、お気づきの点などがあったら意見を出してください。

委員：利用者負担について、身体障害者の人は「やむを得ない」と回答している人が多くなっていますが、無作為抽出とはいえ高齢者が多く、介護保険を使っている人が多いからであり、必ずしも「良い」とは思っていないと思います。

委員：今の話を考えると、高齢者以外は利用者負担に反対する人が多いことになります。

委員：「サービスが充実するならやむをえない」ということは、サービスを充実してほしい、という意見が多いことを示唆していると思います。

委員：いずれにしても大変な打撃を受けていると思いますが、精神障害者は「利用者の負担はないほうがよい」が6割近くあり、最もダメージが大きかったことになります。3障害共通のサービスは始まったものの、精神障害者のサービスは追いついていないのが現状です。品川区では区単独で精神障害者1級の年金を受給している人に4,500円の手当を出しています。また都議会でも手当に関する審議が行われているようです。府中市ではこの点について、どのように検討していますか。府中市でも、品川区でやっているような手当を支給してほしいと思います。

事務局：現在、府中市では手当の検討は行われていませんが、都事業でも実施される方向であれば、府中市にも波及効果が及ぶと思います。

- 委員：ぜひ皆さんで話し合っしてほしいと思います。
- 会長：その他、アンケートの結果で何かありますか。
- 委員：精神障害者の就労の問題について気づいた点をお話します。資料2の4ページで1級よりも3級の人の方が就労率が低いという傾向があるのをみて、企業の理解が進んでいないこと、その普及が重要であることを痛感しました。
- 会長：さらにつっこんで、今後何が必要か、という点についてもご意見をいただきたいと思います。それをふまえて計画のなかでどの程度の目標にすべきかといった提案があれば、ぜひ次回までに伺いたいと思います。
- 委員：就労意向者と企業とをコーディネートするときに、ヒアリングするなどの基盤整備は十分になされてきたのでしょうか。
- 委員：障害者に特化して、企業向けハンドブックが発行されていたり、セミナーが開催されています。また企業主導で事業所を回って環境改善を行うなどの活動を行ったり、また、国の助成制度などもあります。しかし私の職場でも、国の助成制度はあるが、市の助成制度があるとなお良い、という意見も出されることがあります。
- 会長：就労や雇用は国の事業であったため、市がこれまで取組みにくい分野でした。今回意見が出たのは良いことなので、ぜひ次回にも意見を出してほしいと思います。
- 委員：介護保険の関係からか、これまで利用できていた通院通所の介護タクシーが急に利用できなくなったという問題が浮上しています。サービスが必要な人が放り出されるというのはよくないと思います。既得権を守るということではありませんが、共通のベースとして、移動ができないところに就労もありえません。介護タクシー券も手厚くしてほしいと思います。自由意見にも移手段に対する意見が多く出されていました。
- 事務局：介護保険の制度改正の関係で、市民からも同様の不満の声が上げられています。なお、65歳以上の障害者へのサービスは介護保険が優先されているため、介護保険サービスにないものを障害福祉サービスが補っている状況です。しかし、すべてを補っている訳ではありません。
- 会長：その点は非常に重要です。障害のある高齢者の移動ニーズに応えないのは問題です。
- 委員：介護予防サービスが変わって、移動支援ばかりでなく、ベッドのレンタルができなくなるなど、現場では困っている現状があります。
- 会長：4月以降このような状況が生じているなら対応が必要です。障害程度区分により、ニーズはあるがサービスが受けられない可能性などを検証していく必要があります。
- 委員：府中市にお願いしたいのは、現場の中に、精神障害者のためのケアマネジャーを配置してほしいということです。
- 委員：先ほどの精神障害者の就労の件ですが、重度の人だけ働いている、と思われる可能性があるのも、「作業所にいるから働いている」等のコメントを入れてほしいと思います。
- 副会長：身体、知的はランダムサンプリングで調査をしましたが、精神は作業所を通して調

査したため、重度でもきちんと働いている人が多いのだと思います。60歳以上でも作業所を利用している人が多く、「居場所」としても活用されていると感じました。

事務局：介護保険ではタクシー利用は訪問介護の「通院等乗降介助」に相当します。ヘルパーが車両までの移動介助と、乗車・降車の介助、病院内への移動介助を行うものです。これまでも要介護1以上が利用できていましたが、認定が変更になって要支援2になったことにより利用できない人がでてきました。

委員：車の中では1人でいて通院・通所の部分だけのアシストでは利用ができません。利用者の助けにはならないと思います。

委員：民間の福祉タクシー会社は府中市では1社しかないと聞きました。民間にもっと増やしてもらうことを行政からお願いできないですか。

事務局：府中市内では現在5社以上の会社が営業を行っています。福祉タクシーには介護しやすいシート付きの車やリフト付の車などいろいろありますが、まだリフト付しかないところもあります。

委員：日頃感じていることは、エレベータをつくることが必要なのではなく、手助けがあれば良いのです。介護福祉の基本は助け合いです。手助けがいやだからエレベータやスロープを作ってそれでよい、というのはおかしいと思います。

事務局：ヘルパー同乗の場合、同乗を断っていることではなく、算定の対象にはならないという事です。利用者が認知症の場合など、算定の対象となるケースもあります。

委員：介護保険の改定で混乱しているようです。10月5日のヒアリングでは、資料を示して説明したほうが良いとも思われます。

副会長：介護保険でまかなえないものは、障害福祉サービスでみていくべきだと思います。車いすやベッドが必要でも利用できない人には、これまで通りのサービスが提供されるかどうかを検討する必要があると思います。

事務局：状況によっては適用が可能だと思います。

委員：介護保険でできないことは障害福祉サービスで提供すると厚生労働省では説明していますが、そうでもないようです。二重給付ということではなく、ニーズから見ずに制度から見ているのでこのような事態になるのだと思います。

事務局：よく調べたいと思います。

(3) 地域生活支援事業について

会長：地域生活支援事業について事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料3について説明)

委員：資料3の各事業の対象者をみると、精神障害者は2、3しかありません。障害者自立支援法では、身体・知的・精神の3障害の福祉サービスを一元化することが謳われているのに、なぜですか。

事務局：資料3は17年度の実績です。精神障害者の方に必要なサービスがあるようでしたら、ご意見をいただきたいと思います。

- 委員：精神障害者のニーズは様々です。
- 事務局：アンケートでニーズを聞いているので、現在の事業と比較して、必要性を考えていただきたいと思います。
- 委員：現在は、「いのちの電話」もつながりにくく、多くの方が苦しんでいます。府中市独自で「いのちの電話」のようなサービスを実施してほしいと思います。
- 委員：児童デイサービスを経て、養護学校に通われている方が多くいます。しかし、放課後対策が充実していないので、学童クラブとは別に、地域生活支援事業の中で、日中活動支援のようなサービスを検討する必要があると思います。
- 委員：府中生活実習所では、毎週火曜日の放課後に10～15人のお子さんが集まり、母親たちのグループが無償で見えています。放課後対策の必要性を実感しています。
- 会長：一般のサービスが障害者を受け入れていないという問題もあると思います。
- 委員：資料3の地域生活支援事業の平成17年度の決算額の合計はいくらですか。
- 事務局：計算するので、お待ちください。
- 委員：「14 自立促進機器助成事業」の平成17年度の実績は意外と少ないのですが、肢体不自由の方は移動環境が困難ですので、自宅でスキルを身につけることは社会参加につながると思います。職場環境の整備が進まない現状もあるので、パソコンなどがあれば、社会参加をして、収入を得ることができる方がいると思います。
- 会長：資料3には多くの事業があります。事務局が資料3を提出した背景には、必要性が高い事業がある一方で、整理ができる事業もあるという考えからだと思います。来年度から、資料3の事業が地域生活支援事業にまとめられ、補助金も少なくなります。
- 事務局：資料3の平成17年度決算額の合計は、約3億3,500万円になります。国からの予想される補助金は5,000万円です。また、資料3には、相談支援事業等の必須事業が入っていません。例えば、相談支援事業は1箇所につき約2,000万円かかります。次回までには地域生活支援事業の全体の概算を提出することができると思います。
- 会長：相談支援事業も地域生活支援事業なのですか。
- 事務局：市の単独事業のほとんどは、地域生活支援事業に組み入れることができます。しかし、組み入れることによって、東京都の補助金が減る可能性もあります。
- 会長：障害福祉計画では、地域生活支援事業以外の事業という書き方はできるのですか
- 事務局：できます。あくまで、府中市の障害福祉計画の中で、地域生活支援事業と位置づけるだけですので、それ以外の事業もやります。
- 会長：それならば、地域生活支援事業について、本協議会で詳しく議論する必要はないと思います。地域生活支援事業の整理は、予算の関係もあるので、事務局が判断すれば良いと思います。
- 事務局：現在、実施している事業、新規事業について、必要性を判断していただければ、事務局も整理しやすくなります。
- 委員：「27 精神障害者地域生活支援センター事業費」は、内容が精神障害者の相談・情報

提供等であり、平成 17 年度の利用者は 282 人です。また、資料 2 の 54 ページでは、土曜、日曜も市の窓口業務の希望があります。精神の方に限らず、土曜、日曜に、相談場所がなく、多くの人が困っています。対応して欲しいと思います。

委員：地域生活支援センターは、土曜日は空いています。平日は作業所、地域生活支援センターが空いているので、職員に相談することも可能ですが、精神障害は心の病なので、休日の過ごし方は重要です。

委員：「28 心身障害者地域生活支援センター事業費」は、市内に 2 箇所あります。土曜日は、どちらかが空いています。また、心身障害者福祉センターでは、試行的に日曜日の相談業務も行っています。

会長：同じような名称の事業が数多く見受けられますが、統合するようなことはできないのですか。「27 精神障害者地域生活支援センター事業費」、「28 心身障害者地域生活支援センター事業費」をみると、障害ごとに事業が分かれています。困っている人が誰でも相談できるように、一緒にはできないのですか。

委員：立川では、心身障害と精神障害の方が一緒に利用できる支援センターがあります。職員にも障害者の方がいます。府中市でも、そのような取り組みができれば良いと思います。重複障害者の方もいるので、地域でまとまって対応してほしいと思います。

会長：障害者自立支援法では、身体・知的・精神の 3 障害の福祉サービスを一元化することが謳われています。3 障害ごとで、提供されるサービスに差がないようにすべきです。

副会長：資料 3 の事業名の多くは、「身体」、「心身」、「精神」と限定されています。例えば、「24 身体障害者手帳診断助成事業費」は、精神障害者も利用できるようにすべきです。10 月 1 日から、精神障害者保健福祉手帳は写真を添付するようになり、医師の診断書が必要になり、2 年に一度更新しなくてはなりません。

委員：確かではありませんが、精神障害者保健福祉手帳には、医師の診断書は必要ないという情報もあります。年金証書などでも可能なようです。

副会長：全国的にみると、精神障害がある方で、通院医療費の助成を利用している方は 200 万人であるのに対し、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は 30 万人程度です。これから手帳を申請する人には、必要だと思います。

会長：時間もなくなってきたので、今後実施する各調査について、事務局から説明をお願いします。

(4) 障害者福祉団体調査及びヒアリングの実施について

(事務局から、資料 4 について説明)

(5) 障害者福祉施設調査の実施について

(事務局から、資料 5 について説明)

(6) 指定疾病者アンケートの実施について

(事務局から、資料6について説明)

会 長：今回は、個別の施策の足りないところを議論した上で、障害福祉計画の最も重要なポイントについて議論したいと思います。

委 員：障害をお持ちの方や指定疾病の方で働いている方は、アンケート調査に回答することが難しいと思います。若い方で、働いている方のニーズを把握することは重要ですので、出向いて行ってヒアリングができれば良いと思います。

会 長：委員にセッティングしていただき、事務局の方がヒアリングするのはどうですか。

事 務 局：検討します。

(7) 次回日程について

会 長：他にご意見がありましたら、後日、事務局にお伝えください。次回の日程について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：第5回は10月18日の午後4時からです。また、第6回は11月8日、第7回は11月29日、第8回は12月7日を予定しています。時間はいずれも午後4時からを予定しています。

会 長：本日はありがとうございました。

以上